
5. 関係者の意見等

5.1 関係地方公共団体からなる検討の場

5.1.1 実施状況

丹生ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成26年1月16日までに検討の場を1回、幹事会を5回開催した。

検討の場の規約については、P5-8～P5-12に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P1-6の表1.2.2検討の場実施経緯に示す。

5.1.2 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

(1) 第1回幹事会

平成23年1月18日に開催した第1回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔滋賀県〕琵琶湖環境部長

- ・地元の方々が不利益を被ることのないように、しっかり考えていただきたいということと、一日も早く迅速な方向づけをよろしくお願いしたい。

〔兵庫県〕県土整備部長代理

- ・代替案の検討を実施する前に異常渇水対策の必要性や緊急性の有無について、ダム事業点検の作業の中で十分な説明をお願いしたい。

〔長浜市〕都市建設部長

- ・国、県からダムの必要性、重要性を説明され、苦渋の選択をして協力に転じてきた経緯がある。現在では水面のあるダムの実現を願っている余呉地域の住民の気持ちを十分に考慮いただきたい。

(2) 第2回幹事会

平成24年8月28日に開催した第2回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大阪府〕都市整備部長代理

- ・整備計画策定時に異常渇水時の補給として確保する4,050万 m^3 をもとに、この検証が進んでいるが、整備計画策定時の異常渇水時の必要性、緊急性についてもしっかりと検証されたい。

〔兵庫県〕政策部長代理

- ・近年の実績取水量の減少傾向を考えると、いずれかの時点で人口も減っていくということが予想され、現時点においても異常渇水対策容量については確保する必要性は非常に小さくなっているのではないかと考える。今後のダム検証の進めていくにあたり、このような傾向にあるということを十分踏まえて検討されたい。

〔長浜市〕 北部振興局長

- ・再評価実施要領細目に基づき、事業の必要性、進捗の見込み、コスト縮減及び代替案の立案等の視点から検討が行われることになると思うが、これとは別に地元の状況や、これまでの経過等も踏まえた総合的な判断をしていただきたい。
- ・地元住民の苦渋の決断のもとダム建設が容認され、平成7年には水没地域で暮らす住民の方々の集団移転が完了し、4つの集落が消滅している。地元住民の大きな犠牲のもと、事業用地についても、民有林の買収が既に完了し、あとは本体工事を残すのみというような状況。度々の国の方針変更により、地元住民はダムの問題に翻弄されてきた。このような地元の気持ちを十分に汲み取っていただきたい。

〔長浜市〕 都市建設部長

- ・姉川・高時川が含まれる湖北圏域の河川整備計画がまだできていない。河川整備計画ができ上がるまでの間に大きな災害が起こった場合に、ダムはなく、河川整備計画がなく、地元には大きな被害をもたらされるということになる。地元として、そういう期間のリスクを抱えているということを理解いただき、この検証についてもなるべく早くスピードアップしてやっていただきたい。

(3) 第3回幹事会

平成25年3月26日に開催した第3回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大阪府〕 都市整備部長代理

- ・大阪は地盤沈下等で非常に苦しんだ時期があり、その規制もある中で、地下水取水という代替案は安価ではあるが社会的影響を鑑みるといかなるものか。

〔長浜市〕 北部振興局長

- ・丹生ダム建設事業は、当初国が進めてきた事業である。いかなる結果であっても、最後まで国がしっかりと責任を持って事業を完了してもらいたい。
- ・長きにわたり、ダム問題に翻弄されてきた地元住民の気持ちを十分に理解いただいて、一日も早く検証作業を進めてもらいたい。
- ・パブコメはあくまでも一般的な意見募集である。地元の意見を聞く場を設け、丁寧な説明を行い、地元の意見も聞いていただきたい。

(4) 第4回幹事会

平成25年9月3日に開催した第4回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔長浜市〕 北部振興局長

- ・検証を進めるにあたり、ダム案も含めて確実に実行されるということが一番重要であり、実現性が重要。

〔長浜市〕 都市建設部長

- ・ダム案と代替案のコストについて、完成までに要する経費、また維持管理に要する経費については計上されているが、その他の費用として付替道路等の残事業について計上されていない。付替道路以外にも現道の維持管理あるいは買収済みの森林の取り扱いなど様々な内容が考えられる。未計上の経費があるならば、それも含めて計上して頂きたい。
- ・地元は中下流域の人々のため、苦渋の決断をしてダムの建設を了解した。このことを十分踏まえて速やかに検討結果を導き出していただきたい。

〔大阪府〕 都市整備部長代理

- ・異常渇水時の緊急水の補給においては、ダムB案が有利ということだが、計画的な渇水調整や節水対策で対応できるのではないかと思われ、そもそも異常渇水対策についての緊急性が低いと考える。

(5) 第1回検討の場及び第5回幹事会

平成26年1月16日に開催した第1回検討の場及び第5回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔滋賀県〕 嘉田知事

- ・上下流の知事で平成22年8月に丹生ダム建設用地に足を運んでいただき、四知事から、早く国として方針を出して頂きたいとお願いしている。
- ・昭和43年から45年にわたりダムの問題に翻弄され、40戸の皆さんはふるさとを捨てて移住した。そういう中で、長浜市長また地元の皆さんのやるせない思い、無念というところを共有している。
- ・姉川・高時川の治水対策は、そもそも洪水調節目的を含む国直轄の多目的ダムとして計画されたため、その高時川、姉川の治水対策は大変出遅れている。
- ・ダム事業が長期化する中で、社会経済情勢が大きく変化し、利水者が全量撤退、また異常渇水対策についても、緊急性が低下しているとの意見が出されている状況である。
- ・一方で、近年全国各地で異常豪雨による大水害が発生し、滋賀県でも昨年9月の台風18号では戦後最大級の豪雨となり甚大な被害が発生した。治水対策の必要性は益々高まってきている。
- ・高時川の中下流部は、典型的な天井川で、洪水により堤防が決壊すると甚大な被害が生じるおそれがあり、これまで丹生ダムによる洪水調節で対処することとしており、治水安全度は低いままとなっている。この間、滋賀県では、ハード・ソフト一体となった流域治水政策を進める中で、一級河川だけではなく、小河川、農業用水路、下水道、あらゆる水の出る要因を総合的にまとめ、「地先の安全度マップ」として公表した。姉川・高時川の合流地点では水害リスクが高い地域があることが明らかになっており、早急に治水対策を進めなければならないと考えている。

-
- ・このことから、国が進めてきた丹生ダム建設事業を国の判断で中止するならば、ダムに代わる治水対策として、姉川・高時川の河川改修は国の直轄事業として実施して頂きたいと考えている。
 - ・ダム建設事業の中止に伴う、ダムの代替対策としての河川改修とともに、これまでダム事業に協力し、特に水没移転等で多大な影響を受けてきた地元に対する影響緩和対策は、事業主体が主体的に対応する義務があると考えている。
 - ・滋賀県では、県営の芹谷ダムと北川ダムを中止したが、それに伴う代替対策としての河川改修と、地元への対応については、事業主体である県が責任をもって行っている。中止によって影響を受けてしまう地域の振興や、ダム建設で水没が予定されていたことで立ち遅れた社会資本の整備など、地域に対する対応を地域の合意の下で、十分に行っている。
 - ・滋賀県は県管理の河川が多く、維持管理が不足している。予算的に大変厳しいところだが、姉川・高時川の中下流部は、典型的な天井川で治水安全度は低いままで、早急に治水対策を進めなければならないと考えているが、他の河川に支障がでるようなことになると、なかなかすぐにとということが難しい。国の応援を頂きながら、姉川・高時川の河川改修に努めていきたい。
 - ・ダムで高時川の対応をした場合と河川改修で対応した場合の県負担を比べると、河川改修の方がコスト的にもかなり有利であると判断している。正確な数字も示して頂き、県としても県民への納税者への説明を行っていききたい。
 - ・県として責任をもって河川整備計画を国の支援のもと策定し、速やかな河川改修にかからせて頂きたい。
 - ・丹生ダムの貯水池周辺は、西日本最大級のトチノキ巨木林やブナ林、ユキツバキの大変貴重な群落がある。この貴重な自然が残る水源というのは適切に保全される必要があると考えている。
 - ・道路が今全く通れない状態であり、林道機能などの確保を地元は要望されているので、特段の配慮をお願いする。
 - ・ダム水源地域に対して様々なご負担を与えてきたことに対して、整備局だけではなく下流地域の皆さんもそのあたりへの配慮を何らかの形で頂けたらと考えている。
 - ・琵琶湖は安定的に水を供給しており、治水上の効果も発揮している。下流の皆さんにもその事実を府県民・市民の皆さんにお知らせ頂いて、関西全体で琵琶湖の価値、また水源地の価値、特に豪雪地帯であるがゆえに大変ご苦勞頂いているところに対して日常的な思いを寄せて頂きたい。上流は下流を思い、下流は上流に感謝するという関係ができればありがたいと思っている。

〔京都府〕京都府知事代理 建設交通部 板屋理事

- ・琵琶湖の恩恵を受けており、深く感謝申し上げたい。
- ・事務局が示す評価は京都府の意向等も踏まえられており、異存はない。
- ・今後の対応についても、引き続き相談、調整しながら取り組んで参りたい。

〔大阪府〕 大阪府知事代理 都市整備部 田中技監

- ・治水対策上の大阪の安全・安心であるとか、府民の命の水を支えて頂いているのは琵琶湖・淀川であると思っており、河川管理者をはじめ、上流水源地の流域地帯の皆様には深く感謝申し上げます。
- ・丹生ダムの異常渇水対策については、社会情勢やライフスタイルの変化を考えると、必要性・緊急性は乏しいと考えている。
- ・大阪府でもダムを中止した苦勞の経験があり、水源地域の皆様のご心情、非常に厳しい辛いものがあることはお察しする。これに対しては誠心誠意対応する必要がある。
- ・仮にダムが中止になった後の対応については、大阪府としてもかつては利水に参画していたという経緯もあることから、これからの道路復旧や事業予定地の保全についての調整の場に参画させて頂きたいと考えている。

〔兵庫県〕 兵庫県知事代理 富岡理事

- ・琵琶湖の水を利用させて頂いており、丹生ダム事業の経緯等、十分理解しているつもりである。その点については感謝致したい。
- ・近年の水需要の動向等を踏まえると、渇水対策容量を確保する緊急性は低いと考えており、妥当な提案であると考えている。
- ・これまでの事業の経緯等を踏まえると、ダムが中止となった場合の治水対策の代替措置等については、引き続き国が主体的に関与して対応されることが望ましいと考える。
- ・ダム中止であるということであれば、出来るだけ速やかにこの方針を決定して頂いて、早期に検証が終了するように一層のご尽力をお願いする。

〔長浜市〕 藤井市長

- ・「『ダム建設を含む案』は有利ではない」との評価は、非常にやるせない思いで、誠に無念である。
- ・丹生ダム建設事業は、国や滋賀県、下流府県から利水・治水のためにこのダムが必要であるとの強い要望があり、地元の人たちはダム建設反対派だったが、苦渋の決断により容認したという過去の経過を十分に共通認識する必要がある。
- ・事業期間が長期にわたる公共事業は、その時々々の為政者の判断により、事業が左右されるべきものではない。居住地を移転していただくことは、基本的人権を公共事業により踏みじめる行為であるともいえ、国は絶対的な責任を負って頂いているものと認識している。
- ・下流府県の方々からの「渇水については緊急性が低い」との意見を受けて「ダム建設が有利ではない」という総合評価を出されたが、ダム建設事業が人口の多い下流域の思い一つで大きく左右され、それに水源地の皆さんが翻弄され、大変迷惑を被っている現状を理解していただきたい。

-
- ・国は、今日まで科学的な根拠も含めて、四十数年にわたって水源地の皆さんに対しダム建設が必要だとして説明し、用地買収や物件移転補償などを進め、平成8年には全40戸の水没家屋を移転し、そして民有地の買収も全て完了した。このようにダム事業を推進してこられた国は、事業に協力してこられた水源地の皆さんに対して、今日の状況をどのように説明されるのか。
 - ・今日まで丹生ダム建設事業に協力してこられた水源地の皆さんが納得のいかれるまで、40年前、精力をかけて建設省は50回、100回、500回と足を運んだあのエネルギーをもって、丁寧な説明をして、誠心誠意対応していただきたい。
 - ・最近、降雨後に長く続く高時川の濁水の状況を見ると、上流で手入れができていない広大なダム事業用地、その奥にある山林の持つ機能が完全に崩壊している状況がわかる。治水に対する安全度が相当低下していると考えられ、こうした状況に水源地の皆さんは大変危惧している。
 - ・高時川の中下流部では、上流からの土砂流出により河床が高くなっており、典型的な天井川であるため、中下流部の皆さんから早急な治水対策を求められているが、ダムができるということで高時川の河川整備については、計画はもとより、ほとんど手つかずの状態であるというのが現状である。長浜市としては、ダム建設に代わる「治水対策」や「流水の正常な機能の維持対策」に対して、これまでダム事業を進めてこられた国が全責任をもって実施していただきたい。
 - ・長浜市としては、河川改修事業を国で実施することについて制度や仕組みの制約があるとすれば、必要な制度仕組みを作っていただければよいのではないかと。四十数年の時を経て、ダムは不要と国が大きな政策変更をしようとするわけで、この前代未聞のことに対して新たな仕組みを作って地域の住民の皆さんに安心してもらえるよう国が責任をもってやって頂くということを肝に命じてほしい。是非、誠心誠意、新しい仕組みを作ってでも地域の皆さんに責任をもって対応していくという気持ちをもって頂きたい。
 - ・現行制度でいくと滋賀県が主体的に実施するものということだが、長浜市が一番恐れるのは、滋賀県と国が押し合いして地元の人が餌食になってしまうということがあってはならないと思っている。国と県が全責任をもってやるということを明確にして頂きたい。
 - ・国と県が全責任を持って対応することを担保してもらわないと、「有利ではない」ということを到底承服できないというのが地元の思い、感情である。
 - ・国は滋賀県に対して確実な支援をして頂きたい。その気概をもってほしい。
 - ・事業予定地内の県道・市道・林道は、水没するということが前提で維持管理ができておらず、現在では使用できないという荒廃状態である。このため水源地の皆さんは所有地の管理すら容易に行けない。水没予定地内の森林は、買収後約20年放置され荒廃し、森林としての機能が大きく低下している。国は、事業用地である所有森林に関して機能の回復を図る対策と今後の維持管理をしっかりして頂きたい。
 - ・水没しないとなれば現道を利用しなければならず、水源地の皆さんが所有森林を管理するにも、十分安全な道として整えて頂きたい。
-

-
- ・地元の丹生ダム対策委員会の意向を酌み取り、これまで水源地の皆さんと約束してこられたことも含めて、地元振興策などの地元対応について十分に対応して頂きたい。
 - ・この国営のダム建設事業で集団移転、そして全戸の移転完了後に建設事業が中止となる事例は、最初で最後にして頂きたい。もし地元の声も酌み取らずに国土交通省が非常に不誠実な対応をすれば、恐らく日本国に二度とダム建設事業は叶わないだろう。
 - ・国民の皆さんからもこのダム建設事業に対して行政不信を決して抱かれないように、誠心誠意、血の通った対応をして頂き、丹生ダム対策委員の皆さんからも評価されるような地元対応を期待したい。

丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、第5条に規定する検討主体による丹生ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、地域の意向を十分に反映するため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討主体の提案する議題について意見を述べることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第4条で規定する幹事会における議論を踏まえ、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場の構成員は、必要があると認められるときは検討主体以外の河川管理者の説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－2で構成される。
- 3 必要に応じ、幹事会の構成は変更することができる。
- 4 検討主体は、幹事会を招集し、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 5 幹事会の構成員は、幹事会において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 6 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(検討主体)

第5条 検討主体とは、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構をいう。

検討主体は、実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階での意見募集等を行い、対応方針（原案）を作成する。

(治水対策等の検討)

第6条 治水対策及び流水の正常な機能の維持の観点からの検討にあたっては、検討対象区間が滋賀県管理区間内であるため、検討主体は河川管理者である滋賀県とともに検討を行うものとする。

(情報公開)

第7条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。その公開方針は別紙-3「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第8条 検討の場の事務局は、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構関西支社に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成23年 1月17日から施行する。

平成24年 8月28日一部改正。

平成25年 9月3日一部改正。

「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

滋賀県知事

京都府知事

大阪府知事

兵庫県知事

長浜市長

京都市長

守口市長

国土交通省近畿地方整備局長

独立行政法人水資源機構理事長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、国土交通省近畿地方整備局長が行うものとする。

「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成

滋賀県琵琶湖環境部長

滋賀県土木交通部長

京都府文化環境部長

京都府建設交通部長

大阪府都市整備部長

兵庫県政策部長

兵庫県県土整備部長

長浜市都市建設部長

長浜市北部振興局長

京都市建設局長

京都市上下水道局長

守口市下水道部長

国土交通省近畿地方整備局河川部長

独立行政法人水資源機構関西支社長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、国土交通省近畿地方整備局河川部長が行うものとする。

丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び幹事会 公開方針

検討の場及び幹事会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で定める。

(1) 傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(2) 会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載することにより行う。

(3) 会議資料等の公開

- ・会議資料については、公開を原則とする。
- ・会議資料および議事録は、近畿地方整備局及び水資源機構関西支社において供覧・貸出を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載する。
- ・会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・会議資料において、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- ・議事録については、発言者の役職名が入った議事録を作成する。
- ・議事録の内容については、検討の場及び幹事会開催後、構成員全員が確認を行い、確認完了後に公表を行う。

(4) 記者会見

- ・検討の場及び幹事会終了後の記者会見は行わない。

(5) その他

- ・一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。
- ・カメラ撮り等は冒頭部分のみ可能とする。

5.2 パブリックコメント

丹生ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

5.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) これまでに提示した複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 意見募集期間

平成 25 年 4 月 3 日（水）～平成 25 年 5 月 2 日（木）（30 日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法

5.2.2 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者：18名（個人17、団体等1）

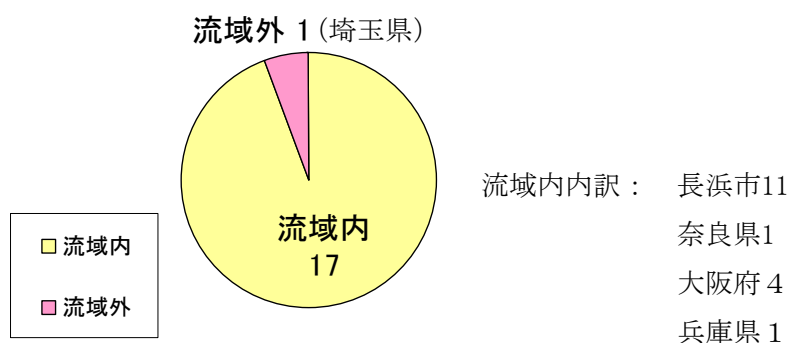


図 5.2.1 意見提出者の内訳

(2) 意見概要

- 1) これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案
 - ・具体的な対策案として流水の正常な機能の維持に関して 1 件のご提案があった。
- 2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
 - ・各目的別の対策案の評価等についてご意見があった。

表 5.2.1 検証について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【検証について】		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画策定時には長浜市合併前の1市6町の首長全員から、貯留型ダムを要望するという趣旨の意見が出された。ダム検証では全てが白紙の状態であるように思える。各首長から出された意見は、全く無視されているのか。 ・歴史的な経緯をしっかりと踏まえた上で決断をして貰わないと困る。地元の実態（山の荒廃や道路の通行止め、放置された水没予定地の状況等）、声をしっかりと聞いて今後の対応をお願いしたい。 ・丹生ダムをどうしたら出来るかと言うことを、国が我々離村者以外の住民に、十分説明ができるように進めていってもらいたい。 ・ダム検証とはいうものの、焦点が地元には何一つない。早く地域に係わる話の場になってほしい。 ・当初の計画通りなら、既にダムは完成し立派な道が出来ているはずだが、放置された水没予定地の道はひどいありさまで、本当に危険な状況となっている。そう言うことをしっかり受け止めていただきたい。 ・実現性のない代替案の提示ではなく、1日も早い事業の再開を待ち望んでいる。 ・検証に時間がかかり、事業が進まないというのであれば、安全に通行できるような、道路の維持管理をやっていただきたい。 ・高時川下流の住民は、100年に1度の洪水がきたときの破堤を本当に心配している。1日も早い作業の推進を期待している。 ・ダムを造らないようにするため、このような代替案をだしているようにも見える。そろそろ結論を出して頂きたい。 ・関係府県が的確な判断ができるよう、早急に丹生ダムにおける総事業費、事業費の目的別アロケ、及び府県のアロケをお示しいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・立案した対策案の評価にあたっては、同細目に規定されているコスト、実現性、環境への影響等の評価軸で評価を行います。また、同細目において、「検証に係る検討にあたっては、(略)①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。(略)③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。(略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。 ・なお、丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。 ・総事業費については第3回幹事会の資料-2「総事業費の点検」にてお示ししています。また、目的別のダム費については、評価軸毎の評価においてお示しすることとしています。なお、現時点において府県別負担額については、決まっていないためお示しできません。

表 5.2.2 治水対策案について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・高時川を含む滋賀県の湖北圏域河川整備計画ははまだ策定されておらず、国交省が独断で定めた治水目標流量を河川整備計画相当の目標流量として検証の前提とすることは間違っている。まずは、姉川において設定すべき治水安全度と、治水目標流量計算の科学的妥当性については徹底した議論を行うことが必要である。 ・高時川で致命的水害を避けるためには堤防の補強などの河道での対策を優先すべきであり、現在の計画は、A案、B案ともに採用すべきでない。 ・治水対策案Ⅰ-5がベスト。事業費が安く、対策案そのものが最もオーソドックスであり、比較的短期間に完成させることができる。 ・コストだけを重要視しているが、人命とどっちが重要なのか。高時川は天井川で、堤防を砂で盛り上げた程度では住民は納得できない。 ・河床掘削は確実な治水対策であるが、コストや土砂の処分、河川環境の激変による生物への影響を考えると、「環境調査」で確認しながら徐々に進めていくべき。 ・高時川・姉川の治水は「天井川状態の解消」となる河床掘削を中心とした対策でなければならない。掘削により「瀬切れ」も無くなり、「流水の正常な機能の維持」へも寄与する。(伏流水の表流水化) ・「天井川状態の解消」は、河川本来の自然の流れが蘇り、「瀬切れ」も無くなり、ビワマスやアユ等の遡上・産卵活動の拡大を保障し、その他多くの生物の生息を拡げる。 ・姉川高時川合流点付近にバイパス放水路を整備することで、高時川の氾濫を防止することは考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することとなり、丹生ダム建設事業の検証にあたっては、姉川・高時川の河川管理者である滋賀県において、検討主体と技術的な協議の上、河川整備計画相当の目標流量及び整備内容の案を設定しています。 ・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。 ・同細目において「治水対策案は、以下の1)～26)を参考に、幅広い方策を組み合わせ検討する(略)4)放水路(略)5)河道の掘削(略)7)堤防のかさ上げ(略)」と規定されています。これに基づき、治水対策案についても検討を行っています。 ・同細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)7)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、丹生ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行うこととしています。 ・なお、丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。 ・河床掘削については、「河道の掘削」を含んだ案として対策案Ⅰ-5、Ⅱ-2、Ⅲ-1、Ⅲ-2で検討を行っています。 ・バイパス放水路については、「放水路(田川利用)」を含んだ案として対策案Ⅱ-2で検討を行っています。

表 5.2.3 流水の正常な機能の維持対策案について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び概略評価について】		
3	<p>・高時川の特性として降雨降雪時は流量が多く、少し晴天が続けば河川流量の減少に伴い瀬切れが発生する。ダムに貯水して長く流量維持を放流する事が最善の策である。</p> <p>・維持流量が減少し、平成19年、20年、21年のような状態になれば秋期産卵（アユ、ビワマス）等における流量維持が出来ないと同時に、琵琶湖への年間流入量減少により琵琶湖の環境が悪化する。</p> <p>・晩秋から初冬に多くの流量があるより、琵琶湖に水温躍層が形成される頃により多くの河川流量があり安定した流量を維持することが琵琶湖の生態系に役立つ。</p> <p>・高時川はもともと瀬切れが多い河川であり、瀬切れによる水生生物への深刻な影響が（大渇水年は別にして）頻繁に起きているのか、科学的な検証が必要である。</p> <p>・海水淡水化や九頭竜川からの導水等、お金かけて審議していること自体がおかしい。</p> <p>・今回示された維持対策案は海水淡水化や地下水利用など、いずれも現実性が全くない。</p> <p>・琵琶湖から余呉湖への導水は、外来魚が増えて余呉湖の魚への影響や透明度が悪くなっている。環境面から、琵琶湖から水をダムへ導水することは非常に問題がある。</p> <p>・高時川にひどい瀬切れが起きる要因は、高時川頭首工における農業用水の取水であり、高時川頭首工の水利権の見直しをして取水量を減量させるべきである。</p> <p>・琵琶湖の水は高時川に流すのではなく、既存の農業用導水路を利用して、湖北土地改良区の農業用水路に流すことにより、高時川頭首工からの農水取水を減らし、高時川の自流水をそのまま中下流部に流すのが上策である。</p> <p>・高時川の瀬切れによるアユ、ビワマスの産卵障害が問題となるのは主として9月中旬から11月下旬で、この時期に既存の湖北土地改良区 配水ネットワークを利用することになれば、少なくとも水量的には高時川の瀬切れ問題を大幅に改善することが可能となる。</p> <p>・高時川の維持管理も問題であり、下流の河道内樹木の繁茂が著しく、河道の流下を阻害し、土砂をさらに堆積させている。流水はますます河床にもぐることになる。高時川の瀬切れは、健全な流況を阻害する根本的な問題をまず解決するべきである。</p>	<p>・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・同細目において、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することとなっており、丹生ダム建設事業の検証にあたっては、姉川・高時川の河川管理者である滋賀県において、検討主体と技術的な協議の上、河川整備計画相当の目標流量（正常流量）を設定しています。</p> <p>・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしています。</p> <p>・同細目において、「流水の正常な機能の維持の観点から（略）検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、以下の5）～17）で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する（略）8）水系間導水（略）9）地下水取水（略）11）海水淡水化（略）」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・また、同細目において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1）～6）で示すような評価軸で評価する。（略）3）実現性（略）6）環境への影響（略）」と規定されています。これに基づき、丹生ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行うこととしています。</p> <p>・高時川頭首工からの取水については、水利権の申請時や水利権更新時において河川状況や水利用状況を勘案し、許可の可否を判断しています。また、許可にあたっては関係河川使用者の同意を得ていることも確認しています。</p> <p>・既存の農業用導水路は、かんがい期において施設能力の満量を導水する計画となっています。</p> <p>・高時川の維持流量は、「動植物の保護・漁業」や「流水の清潔の保持」のため必要な流量を毎年確保する必要があること、またダムサイト地点への補給が必要であることから、新たに導水路を整備することにより必要な水量を確保する案を立案しています。</p> <p>・健全な流況の阻害については、河道内樹木の伐採や堆積土砂の撤去など河川や地域の特性に応じた河川維持管理が必要と考えます。</p>

表 5.2.4 異常渇水時の緊急水の補給対策案について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案及び概略評価について】		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川から持ってくるような案を検証する必要があるのか。敦賀から水を持って来る検討のためにすごい時間を費やしていること自体、無駄ではないのか。 ・流水型ダムの場合、ダム湖底の土砂を多く含んだ濁水が一気に下流へ向かう。このことが高時川や琵琶湖の水質に致命的な影響を与えないだろうか。用水の供給以上のダメージを琵琶湖に与える恐れがきわめて大きい。 ・異常渇水対策の代替案の検討の前に、異常渇水対策の必要性があるかという根幹に係る問題を先行して検討すべき。 ・異常渇水対策は「既往第2位」で検討し、万一「既往第1位」相当の渇水に襲われた場合は、その時こそ琵琶湖開発で既に対策が取られている「補償対策水位」(BSL-2.0m)を適用するのが妥当である。 ・既往第二位渇水 (S53~54) を前提とし、将来の水需要の減少を考慮すれば、異常渇水時の緊急水の補給は必要がない。 ・第2回幹事会に提出されました参考資料2の中の、試算①ケース5の試算結果(琵琶湖水位-1.45m)及び試算③ケース4の試算結果(琵琶湖水位-1.43m)は、対策の必要性のないことを率直に示している。 ・上工水及び農水の取水実績値をみると、丹生ダムの異常渇水対策容量は全く無用である。 ・近年の水需要の減少のため既往最大渇水が再来した場合でも利用低水位を下回らないという試算結果を整備局自らが示している。 ・これまでの事例から、節水の呼び掛け、取水制限及び瀬田川洗堰の操作により、琵琶湖水位-1.5mまでで乗り切れている。 ・丹生ダムまたは琵琶湖に異常渇水対策容量4,050万³を貯留する必要性は皆無である。 ・異常渇水対策は、下流との調整で琵琶湖の水位をもっと下げられれば、丹生ダムで洪水調節するよりはるかに大きな治水効果が得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(略)」については、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて、目的に応じた検討を行う。「利水代替案については、以下の5)~17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせで検討する(略)5)河道外貯留施設(貯水池)(略)6)ダム再開発(かさ上げ・掘削)(略)8)水系間導水(略)9)地下水取水(略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。 ・評価軸「環境への影響」の「水環境に対してどのような影響があるか」の評価にあたっては、各対策案について、現況と比べて水量や水質がどのように変化するのか、想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにすることとしています。 ・複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案については、同細目に基づき、河川整備計画の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案しております。 ・なお、淀川水系河川整備計画策定時に関係府県知事から頂いた意見の主旨を踏まえ、異常渇水時の緊急水の補給のための容量を丹生ダムで確保することの効果等を、各府県からの要請を踏まえた複数のケースで試算し、第2回幹事会資料の「参考-1」と「参考-2」でお示ししています。

表 5.2.5 異常渇水時の緊急水の補給対策案について寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案及び概略評価について】		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に盛り込まれている鹿跳溪谷のバイパス工事により、琵琶湖の水位調節が改善でき、丹生ダムで考えられている水量を琵琶湖に貯めることはできる。 ・4,050万m³を事前放流するための所要時間を求めると約9.4時間であり、豪雨が予想される前日に事前放流するのに支障を来すとは考えられない。 ・琵琶湖で異常渇水時の緊急水の補給を確保することによる琵琶湖周辺の洪水被害を明確に説明すべき。 ・丹生ダムの集水面積は琵琶湖の約1/41であり、丹生ダムB案の(琵琶湖治水)洪水調節容量は琵琶湖洪水防止に役立たない。 ・近畿地方整備局が示す取水実績は、資料によって値が異なる。 ・下流(大川)の維持流量をカットして瀬田川洗堰放流量を4,050万m³以上減らせば、琵琶湖に対して異常渇水対策容量と同様の水位低下抑制効果が得られる。 ・大川への放流目的が都市河川水の水質維持であるとしたら非常時に減らすのが当然。 	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系河川整備計画にある鹿跳溪谷の河道掘削及びバイパストンネルでは、琵琶湖で確保した「異常渇水時における緊急水の補給のための容量」を洪水前に事前放流するためには、流下能力が不足しています。そこで丹生ダムB案では、事前放流に必要な更なる瀬田川改修も含んで検討を行っています。 ・丹生ダムB案の洪水調節容量(琵琶湖治水)における事前放流については、降雨予測に基づく放流量の制約、下流への急激な水位上昇を防ぐために、徐々に放流量を増やす操作が必要となります。4,050万m³を琵琶湖水位に換算すると約7cmに相当します。降雨時には、琵琶湖周辺に水害リスクを発生させないように、「瀬田川から事前放流することにより琵琶湖水位を5cm低下させること」及び「丹生ダムに2,000万m³の容量を確保し、琵琶湖へ流入する水量を調節することにより、琵琶湖水位を2cm低下させること」を前提としています。 ・H21取水実績の数字の違いは、実績月別最大取水量と実績月別平均取水量の違いによるものです。 ・河川維持流量は本来、河川環境の保全上必要な流量であり、異常渇水時に際して止むを得ず削減する場合であっても、削減は最小限とするべきものと考えています。

表 5.2.6 その他全般的な意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【その他の意見】		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・一日も早く丹生ダムを建設が出来るように、国としては引っ張って欲しい。 ・治水、利水、環境面から当初計画した治水ダムが最適である。 ・ダムは局地的な豪雨、台風による集中雨量に対応でき、かつ渇水期に河川の維持流量を担保出来る。 ・ダム建設に加え、河川敷、堤防の整備は必要である。 ・丹生ダムを造ろうとしたのは、国と県であると強く強調したい。 ・丹生ダム建設計画は計画そのものを白紙にすべきである。 ・丹生ダムで発電併設も考慮してはどうか。 ・新たな「丹生ダム」の具体的な計画が示されたが、これまでの「淀川水系流域委員会」の提言を無視した所業と言わざるを得ない。 ・治水は対策案I-5「河道の掘削+堤防のかさ上げ」、流水の正常な機能の維持では既存の「琵琶湖逆水施設」の利用、異常渇水対策は不要で事業費は1/10で済む。 ・滋賀県の流域治水の支援を進めるべきである。 ・この水系は下流部が天井川であり、堤防も脆弱である。堤内地には多く資産が集積しており、大洪水時の被害が大きい。上流ダムは、集水面積が小さく地質・気象的な問題もあり役に立たない。 ・現時点で、流水型ダムにしさえすればダムの堆砂容量を減らせると結論するのは時期尚早ではないか。 ・丹生ダム建設地は、「柳ヶ瀬断層」、「奥川並断層」及び「尾羽梨断層」に囲まれ、危険な立地条件であるため、ダム建設は避けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・立案した対策案の評価にあたっては、同細目に規定されているコスト、実現性、環境への影響等の評価軸で評価を行います。 ・なお、丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたいと考えています。 ・丹生ダムB案における堆砂容量については、第3回幹事会の資料-2「堆砂計画の検討」においてお示ししています。検討の結果、計画堆砂量は約70万m³となります。 ・ダム貯水池周辺については、これまでに活断層調査を行っており、奥川並断層と柳ヶ瀬断層は連続しておらず、奥川並断層の活動が柳ヶ瀬断層へ進展し大地震を起こす可能性はないことを確認しています。

5.3 意見聴取

「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で学識経験者を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

また、これらを踏まえて「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係利水者及び関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

5.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

学識経験を有する者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

5.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

5.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

5.3.4 関係利水者からの意見聴取

関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

5.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。